

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 松崎 文好

署名委員 野崎 清志

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年10月25日(木) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 丸田 宗八郎

住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

11月総会等日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 非農地の認定について

議案第65号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第66号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第67号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定
について

協議事項

- ・ 農業者年金加入推進研修会 (会議終了後DVD)

(4) その他

- ・ 12月定例総会の日程について (日程変更)

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成30年第10回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、7番松崎 文好委員と8番野崎 清志委員
の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第61号から議案第67号までの7
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
します。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>(用稲局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>2 ページ. No.5 2につまましては、売買による所有権の移転でございます。 受人は笠利地区に在住されて、4 ページにありますように、取得地には野菜を栽培し経営規模拡大のためと判断いたします。No.5 2の申請で下限面積をクリアできませんが、次のNo.5 3の申請の取得地を合計しますと下限面積をクリアします。営農計画書も添付されております。</p> <p>1 1 ページ. No.5 3につまましてもNo.5 2と同じ受になります。売買による所有権の移転で同じく取得地には野菜を栽培するための経営規模拡大のためと判断いたします。また、営農計画書も添付されております。</p> <p>2 0 ページ. No.5 4につまましては、贈与による所有権の移転でございます。 受人は現在、果樹を栽培しており、取得地にも果樹を植栽する予定で問題はないと判断いたします。</p> <p>2 7 ページ. No.5 5につまましては、売買による所有権の移転で取得地にはサトウキビを栽培する予定です。受人は年も若く農業機械等も保持しており、営農計画書も添付されております。以上4件でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>1 0 番</p>	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第6 1号農地法第3条の規定による許可申請、議案番号No.5 2の譲渡人について報告します。</p> <p>1 0月2 2日午後5時半に譲渡人の職場にて面会し書類の中身の確認と話を伺いました。本人は現在会社員として勤めており、農業はやっていないとの事で譲渡人は前々から農地を借りる人を探していたようですが、今回売買の話が出たので畑を作る人に譲りたいという事で承諾したという事でした。面積対価については何ら問題ないという事ですので農業委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いしますという事です。</p>

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

15番

(吉委員)

農地法第3条の規定による許可申請、議案番号No.52・53続けて報告をしたいと思います。

はじめに農地法第3条のNO.52について調査報告します。

調査報告の前に先ほど事務局の方からも説明がありましたように、農地法施行規則第17条第1項に規定する下限面積の20aに達してなかったものですから事務局に確認したところ、合わせて20aになると良いとの事で説明を受けております。

それでは2ページをお開き下さい。10月22日午後5時10分頃に受人に直接お会いして話を聞くことができました。受人は現在果樹や野菜の栽培をしており意欲的に農業に取り組んでおります。今回買った土地に野菜を植えたいとの事でした。将来農業が出来なくなったら、子供が二人おりますので子供に譲りたいという事でした。申請書の内容については間違いのないという事です。特に問題はないものと思います。

土地につきまして、申請書の土地は笠利町大字笠利の大井川に係る笠利大橋の斜め下に位置しておりまして、大井川を挟んだ谷間になり、現在申請地は何も植えてなく藪になっておりました。周辺にはあまり農地はなく問題のないものと思います。

農地法第3条の調査書、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、NO.53について報告いたします。NO.52の受人と同じですので話を同時に聞いて参りました。今回の申請書の内容には間違いのないという事でした。先ほども言いましたが今後も農業をやっていききたいとの事です。問題はないと考えております。

次に渡し人について、10月24日午前10時頃に直接会って話を聞きました。本人は高齢のために農業が出来ないので譲りたいとの事でした。申請書の内容についても間違いのないとの事です。特に問題はないものと思われま

す。

次に土地について説明をします。この土地については県道沿いに面しておりまして荒れていましたが、今後は農地として利用するという事でした。現在は奥に受人の農地がありまして、通路として一部利用しておりましたが、これからは野菜を作っていくきたいという事でした。

農地法の第3条の調査書「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

4番

(榮委員)

農地法第3条の規定によるNO.54の案件について調査報告をいたします。

10月24日午後12時30分に譲受人に電話を入れ申請内容についてのお話を伺いました。譲渡人は叔父にあたり贈与である点、農地の所在、地番、面積等申請書の記載内容に相違ないことを確認いたしております。なお譲受人が療養中という事でありまして、電話をとおしての確認作業となりましたことをご了解下さい。

次に農地の現地確認につきまして、後日24日午前10時過ぎに役勝川の上流に位置します当該農地に向かいました。国道沿いに役勝川を挟んだ対岸に位置しまして、下流の浅瀬になった場所から川を渡り現地確認を行った次第です。現地は繁茂した雑草の内に、タンカン・ポンカン等の果樹等が植栽されておりましたが、枯れかけた樹も多少見受けられ手を入れる必要性を感じました。この点は譲受人に伺いましたところ、氏が土木業の傍ら重機を入れた作業を用意しているとの事でした。

尚、農地法第3条の調査書につきましては、「第2項第1号、同項第4号、同項第7号」別紙のとおりでありますのでここに報告いたします。以上です。

2番

(西委員)

NO.54、農地法第3条の規定による許可申請書、10月23日午後6時30分頃譲渡人の自宅で聴き取り調査しました。譲渡人は5～6年前まで農業をしていましたが、高齢という事で今は農業はしていないそうです。今回譲受人に贈与したいという事です。渡し人と受人との関係は、受人の父親

と渡し人が従兄弟という事です。地番、面積等も間違いがないという事です。
農地法「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

16番

(平井委員)

農地法第3条の規定によるNO.55について調査報告いたします。

10月24日午後6時、受人とお父様に自宅にて直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。受人本人は今月鹿児島の方から奄美に戻ってきて現在、アスファルト関係の会社に努めております。先月まで鹿児島にいたときも酒造会社の方に勤めており、その中で芋の部門や、稲の部門があつて農作業にも携わつていたと話を伺う事ができました。現在、譲渡人の畑は別な方が借りている状況というのをお聞きして、収穫後に受人が栽培を開始するという話を伺う事ができました。今後の予定としましては会社の閑散期のあたる時期に従業員も含め作業に取り組み、また今後は規模拡大にも取り組みたいとおっしゃっておられました。その他農作業への常時従事することや耕作地への距離などからしても問題ないと考えられます。

農地法「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

6番

(前田委員)

譲渡人と土地について調査報告を申し上げたいと思います。

10月23日火曜日午前8時半に譲渡人宅前の菜園において、許可申請書の内容を説明して申請書のとおり間違いのないという事の返事を頂きました。

土地につきましては譲渡人に確認後、土地を調査しました。土地は資料の33ページを開けてもらいたいと思います。北側に国道58号線の通る左側手花部小学校で、右側は赤木名方向になるところです。笠利町大字手花部の1筆で現在サトウキビが植栽され、約20%夏植え用の種が収穫され、残りは台風の被害を受けていますが、生育状況は周辺以上に生育が良いようでした。

農地法第3条の調査書につきましては、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」別紙のとおりでありますので、委員の皆様のご審議方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>NO. 5 2 とNO. 5 3 は同時に質疑に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 5 4 に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 5 5、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 6 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 6 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 4</p> <p>議案第 6 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p>

	<p>35ページのNo.6につきましては、駐車場としての転用でございます。</p> <p>本件の申請者は、裁判所からの不在者財産管理人であります。選任通知の写しも添付されております。</p> <p>駐車場は車が2台ほど駐車できるスペースになっております。</p> <p>土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
2 番	<p>(西委員)</p> <p>NO. 6、農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>10月24日午後1時10分頃、申請人の事務所で聞き取り調査しました。今回不在者管理人になった理由としては、裁判所から選ばれてなったという事です。</p> <p>申請地の周りは駐車場が少ないという事で、今後駐車場として利用していきたいという事です。地番、面積、対価とも間違いがないという事です。</p>
1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請のNO. 6の土地についての調査報告をいたします。10月22日の午後1時に現地を確認いたしました。</p> <p>場所は浦上になります。国道沿いの近くですが風間内科の川向かいになります。現地の状況としましては、現在更地の状態であり周辺の農地への影響もないと思われませんが、1つだけ申請地の2筆の内、1筆の部分にゴミの収集日にゴミが集まる状況なので、今後どうなるのか少し気になるころではありました。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それではこれから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸お聞きします。これは貸し出しをするという事で、月額8千円と書いてありますが、これはだれに支払えば良いのですか。裁判所ですか。持ち主がいらない土地を申し出てきておりますけど、月額の駐車場代はだれに払うの</p>

事務局	<p>ですか。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>確認はしておりませんが、確認してお答えします。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>はい分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第62号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第62号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第63号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>議案第63号農地法第5条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>49ページ、No.25につきましては、贈与による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。受人は現在大阪にお住まいで、事項証明書・</p>

住民票・通帳の写しも添付されております。

申請地は笠利町節田の集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

57ページ、No.26につきましては、賃貸借設定で、一般住宅を建設するための申請でございます。事項証明書・住民票・通帳の写し・土地の賃貸契約書も添付されております。

申請地は伊津部勝の公民館横にある土地で周りを住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(丸田笠利分室長)

議案第63号農地法第5条の規定による許可申請について、No.20の農地法第5条第1項の許可申請でございますが、贈与の件で受人に10月23日火曜日に確認の電話をいたしました。受人は現在大阪在住で会社員との事で、退職後は奄美に家族で住む予定という事でしたので今回の許可申請を行ったそうです。以上です。

9番

(大山委員)

農地法第5条の規定によるNo.25について調査報告をいたします。

10月22日午後6時10分より、渡し人と申請内容及び現地確認をいたしました。現地は節田集落の中心にあり、渡し人の隣接地で現在野菜を栽培しておりました。事前着工及び周辺への影響もなく問題ないと思います。受人は弟で贈与との事でありました。その他記載内容については問題ないことを報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

12番

(濱手委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.26の渡し人、受人の土地について調査報告をいたします。

10月21日午前10時30分頃、渡し人の自宅前で話を聞くことができ

ました。受人は渡し人の妹で、東京に住んでおりましたが帰郷し高齢の母親の面倒を見たいとの事から、渡し人の自宅の隣の土地を貸すことにしたそうです。地代については、固定資産税が年間3万円程度ですので毎月3千円貰うとの事でした。

受人については、10月22日午前9時に自宅に伺い話を聞くことができました。この書面では貸し人と同居のようになっておりますが、最近、市街地に家を借り病院に勤めておりますが、当日は休みに当たっております。地代についても契約書どおりという事で、建築資金については自己資金を準備してあるとの事です。建築については消費税も上がるのでできるだけ早く建てたいとの事でした。この許可が下り次第進めるとの事です。

土地については62ページと63ページを見て頂きたいと思います。貸し人の自宅の隣です。62ページの申請地の隣の空白地が現在貸し人の自宅になっています。申請地には現在マンゴーが4本程植え付けてありますが近くの畑に移植するとの事です。申請地は90坪あまりで畑としては狭いと思いました。また土地の表面は川砂利のように見えて雑草などは生えていませんでした。事前着工もなく特に問題はないと思います。以上報告いたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第 6

議案第 6 4 号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読と説明)

69 ページ、No.6 につきましては、昭和 40 年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。

申請地は笠利町の喜瀬で集落奥の山裾にあたる場所です。詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

74 ページ、No.7 につきましては、先ほどの No.6 に隣接しており、同じく昭和 40 年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は笠利町の喜瀬で集落奥の山裾にあたる場所です。この件につきましても担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上 2 件でございます。

議 長

(前山会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

6 番

(前田委員)

議案第 6 4 号非農地認定につきまして NO. 6 と NO. 7 について調査いたしましたので報告いたします。

10 月 21 日、日曜日午前 9 時より願い出人に NO. 6 の非農地証明願の笠利町大字喜瀬の申請地を説明し本人確認を頂きました。NO. 6 の NO. 7 の土地について 10 月 22 日、月曜日午後 3 時 50 分より岩元推進委員と 2 人で現地調査しました。NO. 7 のこの土地は昭和 40 年頃まで野菜を作り、その後は耕作してなく原野化しております。また NO. 6 は NO. 7 の中に食い込むような形で地番があり法面のような状態で原野化しております。このような状況でありますので、今後は耕作の意思もないようでございますので、非農地として認めざるを得ないと考えますので、委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

10番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第64号の非農地認定についてNO.7の願い出人の報告をいたします。願い出人の農地の管理については息子の方が管理しているという事で、10月23日の9時30分頃に息子さんに話を伺いました。父は昔、紬の仕事をしていて、農業はあまりやっていないとの事でした。また、17年前頃に喜瀬から赤木名に引っ越ししたので、畑は荒れ放題になり今回の申請になりましたという事で、農業委員会の皆様のご審議をよろしく申し上げますという事でした。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第64号、非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第64号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>正会に返す前に、協議会の方で先ほどの4条許可申請に関する説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>先ほどの第4条の審議の際に質問のありました、駐車場の代金はだれに払うのかというご質問ですが、不在者管理人に入ることになります。その後の土地の売買においても代金は不在者管理人さんの方へ入ると言う事です。</p>

<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>よろしいですか。それでは議事を再開いたします。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第65号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読と説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第65号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第65号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第66号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案に関しまして中棚委員が関わっておりますので、中棚委員の退席を求めます。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読と説明)</p>

<p>議 長</p>	<p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第66号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第66号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>中棚委員の着席を求めます。</p> <p>日程第9</p> <p>議案第67号笠名瀬域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読と説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p>

お諮りいたします。

議案第67号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

事務局

・ 農業者年金加入推進研修（DVD）

議長

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年10月25日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳

